
5 0 1 3. 石油製品等移出（総保出） 輸入申告

業務コード	業務名
MWC	石油製品等移出（総保出）輸入申告

1. 業務概要

「石油製品等移出（総保出）輸入申告事項登録（MWA）」業務後、申告条件に従い石油製品等移出（総保出）輸入申告（以下、移出輸入申告等という）を行う。

本業務では原料課税となる申告のみ入力可能とする。

（１）本業務では以下の申告条件が入力可能である。

コード	申告条件	特記事項
なし	MWA業務で登録した情報を使用し、移出輸入申告等を行う。 （以下、通常申告という。）	開庁時申告による自動起動を含む。
K	MWA業務で登録した情報を使用し、登録後最初に到来する予め定められた時刻（ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻）に自動起動（以下、開庁時申告という。）する旨を登録する。	開庁時申告の前に訂正が行われた場合は、改めて本業務による開庁時申告を行う旨の登録が行われない限り、開庁時申告は処理されないこととなる。

（２）本業務は以下の時間帯に実施可能である。

申告条件	実施可能時間帯	特記事項
通常申告	税関開庁時間内	本業務を税関開庁時間外に行う場合には、時間外執務要請届がされている必要がある。
開庁時申告の登録	税関開庁時間外	

（３）移出輸入申告DBに個別納期限延長申請を行う旨が登録されている場合は、併せて実施することができる。

2. 入力者

通関業

3. 制限事項

なし。

4. 入力条件

（１）入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②移出輸入申告DBに登録されている事項登録者と同一であること。または、事項登録者に対して、入力者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。
- ③「通関士審査結果登録（CCA）」業務にて、通関士審査済の旨が登録されている場合、CCA業務実施者と同一であること。
- ④システムに通関士として登録されていること。ただし、移出輸入申告DBに通関士審査済の旨が登録されている場合を除く。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（３）移出輸入申告DBチェック

入力された移出輸入申告番号について以下のチェックを行う。

- (A) 入力された移出輸入申告番号が移出輸入申告DBに存在すること。
- (B) 移出輸入申告等の事項登録が完了していること。
- (C) 移出輸入申告等がされていないこと。
- (D) 開庁時申告の登録の場合は、移出輸入申告DBに開庁時申告を行う旨の登録がされていないこと。
- (E) 移出輸入申告DBに登録されている入港年月日は本業務が行われた日より未来日でないこと（海上のみ）。

- (F) 以下の登録がされていないこと。

「輸入申告等手作業移行」

「輸入申告等撤回」

- (G) 通関士審査結果として訂正要の旨の登録がされていないこと。

(4) 開庁時申告の登録の場合に行われるチェック

本業務が行われた時間が税関の開庁時間外であること。

(5) 通常申告の場合に行われるチェック

(A) 時間外執務要請届DBチェック

本業務が税関の開庁時間外に行われた場合は、以下のチェックを行う。

- ①当該申告・申請者分の時間外執務要請届DB（届出種別「A：通関」または「E：通関（24時間提出可能）」）が存在すること。
- ②本業務が行われた時刻が時間外執務要請届の届出時間帯であること。

(B) 適用法令チェック

事項登録日と本業務が行われた日が異なる場合は、以下のチェックを行う。

(a) 輸入包括評価申告関連チェック

移出輸入申告DBに登録されている包括評価申告受理番号について、以下のチェックを行う。

- ①包括評価申告受理番号が輸入包括評価申告DBに存在すること。
- ②事項登録日から本業務が行われた日までの間に輸入包括評価申告DBの登録内容に変更がないこと。
- ③本業務が行われた日が輸入包括評価申告DBに登録されている有効期限内であること。

(b) 原産地関連チェック

移出輸入申告DBに登録されている原産地コードについて、以下のチェックを行う。

- ①原産地コードがシステムに存在すること。
- ②事項登録日から本業務が行われた日までの間に原産地の税率適用状況の登録内容に変更がないこと。

(c) 輸入品目関連チェック

移出輸入申告DBに登録されている品目コードについて、以下のチェックを行う。

- ①品目コードが輸入品目DBに存在すること。
- ②事項登録日から本業務が行われた日までの間に輸入品目DBの登録内容に変更がないこと。
- ③本業務が行われた日が輸入品目DBに登録されている有効期限内であること。

(d) 関税減免税関連チェック

移出輸入申告DBに登録されている関税減免税コードについて、以下のチェックを行う。

- ①関税減免税コードが輸入関税減免税コードDBに存在すること。
- ②事項登録日から本業務が行われた日までの間に輸入関税減免税コードDBの登録内容に変更がないこと。
- ③本業務が行われた日が輸入関税減免税コードDBに登録されている有効期限内であること。

(e) 内国消費税関連チェック

移出輸入申告DBに登録されている内国消費税等種別コードについて、以下のチェックを行う。

- ①内国消費税等種別コードが内国消費税等種別DBに存在すること。

②事項登録日から本業務が行われた日までの間に内国消費税等種別DBの登録内容に変更がないこと。

③本業務が行われた日が内国消費税等種別DBに登録されている有効期限内であること。

(f) 内国消費税等減免税関連チェック

移出輸入申告DBに登録されている内国消費税等減免税コードについて、以下のチェックを行う。

①内国消費税等減免税コードが輸入内国消費税等減免税コードDBに存在すること。

②事項登録日から本業務が行われた日までの間に輸入内国消費税等減免税コードDBの登録内容に変更がないこと。

(g) 輸出入者関連チェック

移出輸入申告DBに登録されている輸入者について、以下のチェックを行う。

①輸入者が国内用輸出入者DBに存在すること。

②輸入申告事項登録日から本業務が行われた日までの間に国内用輸出入者DBの登録内容に変更がないこと。

③本業務が行われた日が国内用輸出入者DBに登録されている有効期限内であること。

(h) 特別緊急関税対象品目関連チェック

移出輸入申告DBに登録されている品目コードがSSG対象品目DBに登録されていて、本業務が行われた日が適用期間内である場合で、価格チェック対象の場合は、課税価格が発動基準価格を下まわっていないこと。^{*1}

(* 1) チェックの許容範囲は別途税関が定める。

(C) 口座関連チェック

移出輸入申告DBに口座番号が登録されている場合は、以下のチェックを行う。

①口座DBに存在すること。

②通関業者口座の場合は、入力者が口座DBに登録されている口座名義人と同一であるか、または口座名義人に代わる利用可能者として口座利用可能者DBに登録されていること。

③輸入者口座の場合は、輸入者または税関事務管理人が口座DBに登録されている口座名義人と同一であるか、または口座名義人に代わる利用可能者として口座利用可能者DBに登録されていること。
ただし、国内用輸出入者DBにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。

(D) 担保関連チェック

移出輸入申告DBに担保登録番号（据置担保または個別担保。以下同様。）及び担保額が登録されている場合は、以下のチェックを行う。

(a) 存在チェック

移出輸入申告DBに登録されている担保登録番号が担保DBに存在すること。

(b) 担保提供者チェック

以下のいずれかであること。

①担保DBに登録されている担保提供者コードが以下のいずれかである。

- ・ 輸入者の先頭8桁
- ・ 輸入者の先頭13桁
- ・ 入力者

②担保提供者に代わる利用可能者として担保利用可能者DBに輸入者の先頭8桁または13桁が登録されている。

③担保提供者に代わる利用可能者として担保利用可能者DBに入力者が登録されている。

(c) 使用可能通関業者チェック

担保DBに使用可能通関業者が登録されている場合は、本業務の入力者と同一であること。

(d) 引落とし可能期間チェック

本業務が行われた日が担保DBに登録されている引落とし可能期間内であること。

(e) 担保提供原因チェック

移出輸入申告DBに登録されている担保登録番号により、以下の担保提供原因チェックを行う。

<A>移出輸入申告DBに1つの担保登録番号（据置担保）が登録された場合

包括納期限延長する場合は、担保DBに包括納期限延長用の担保提供原因が登録されていること。

移出輸入申告DBに2つの担保登録番号（2つの据置担保または据置担保と個別担保）が登録された場合

①包括納期限延長する場合は、担保DBに包括納期限延長用の担保提供原因が登録されていること。

②個別納期限延長する場合は、担保DBに個別納期限延長用の担保提供原因が登録されていること。

③再輸出免税を適用する場合は、担保DBに再輸出免税用の担保提供原因が登録されていること。

<C>移出輸入申告DBに個別担保が登録されている場合

①個別納期限延長する場合は、担保DBに個別納期限延長用の担保提供原因が登録されていること。

②再輸出免税を適用する場合は、担保DBに再輸出免税用の担保提供原因が登録されていること。

(f) 担保使用可能官署チェック

あて先税関官署において使用可能な担保であること。

(6) 通貨換算レートの適用期間チェック

移出輸入申告DBに登録されている通貨換算レートについて、本業務が行われた日がMWA業務で適用された通貨換算レートの期間内であること。

(7) その他のチェック

自由化申告の場合は、以下のいずれかであること。

①入力者は本業務が入力された日において認定通関業者である。

②輸入者は本業務が行われた日において特例輸入者である。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「000000-000000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「000000-000000-0000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

(2) 審査区分選定処理

移出輸入申告DBの内容に基づき審査区分選定処理を行う。

(3) 利用者用整理番号払出し処理

利用者用整理番号の付与が必要である旨がシステムに登録されている入力者の場合は、利用者単位の通番を払い出す。

ただし、開庁時申告の登録の場合は除く。

(4) 移出輸入申告DB処理

入力された申告条件に従い、移出輸入申告DBに処理結果を登録する。

(5) 時刻起動電文DB処理

①申告条件が通常申告の場合で、開庁時申告の登録後に時間外執務要請届の届出時間帯に本業務が行われた場合は、登録済みの時刻起動電文DBを削除する。

②開庁時申告の登録の場合は、開庁時申告を行う旨を時刻起動電文DBに登録する。

(6) 時間外執務要請届使用実績DB処理

税関の開庁時間外の場合、時間外執務要請届を使用した旨を時間外執務要請届使用実績DBに登録する。ただし開庁時申告の登録は除く。

(7) 添付ファイル管理DB処理

添付ファイル管理DBに入力された移出輸入申告番号に係る情報が存在する場合は、移出輸入申告等された旨を登録する。

(8) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
石油製品等移出（総保出） 輸入申告控情報等 ^{*2}	(1) 移出輸入申告の場合は、石油製品等移出輸入 申告控として出力 (2) 総保出輸入申告の場合は、石油製品等総保出 輸入申告控として出力	入力者
移出輸入申告等情報（レ コード）	なし	税関（通関担当部門）
石油製品等移出（総保出） 輸入申告通知情報		税関（通関担当部門） ^{*3}
添付情報通知情報	以下の条件をすべて満たす場合に出力 ①添付ファイル管理DBに移出輸入申告番号に係 る情報が存在する ②移出輸入申告等情報（レコード）を出力する	税関（通関担当部門）
		税関（通関担当部門） ^{*3}

(＊2) 出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙D05「石油製品等移出（総保出）輸入申告控情報等について」を参照。

(＊3) 蔵置官署にて検査を行う場合は、蔵置官署に出力する。